

「公共交通機関の旅客施設・車両等・役務の提供に関する移動等円滑化整備ガイドライン」
の改訂案に関する意見募集の結果について

令和7年9月30日
国土交通省総合政策局

国土交通省では、令和7年8月1日から令和7年9月8日まで、「公共交通機関の旅客施設・車両等・役務の提供に関する移動等円滑化整備ガイドライン」の改訂案に関するパブリックコメントを実施し、広く国民の皆様からご意見の募集を行った結果、7件のご意見が寄せられました。

お寄せいただいたご意見の概要及びそれに対する国土交通省の考え方について、別紙のとおり取りまとめましたので、公表いたします。

なお、取りまとめの都合上、いただいたご意見を適宜整理・要約するとともに、本件とは直接関係しないご意見は省略させていただいておりますので、ご了承ください。

今回ご意見をお寄せいただきました方々のご協力に厚く御礼申し上げます。

【問い合わせ先】

国土交通省 総合政策局 共生社会政策課

電 話:03-5253-8111(内線 25503、25513)

直 通:03-5253-8306

メールアドレス : hqt-sousei-barrierfree★gxb.mlit.go.jp

※★は@に変えて下さい

主なご意見の概要及びご意見に対する国土交通省の考え方

番号	ご意見の概要	ご意見に対する考え方
1	・エレベーターの適切な利用促進に関する記載を求めのご意見。	頂いたご意見については、今後の参考とさせていただきます。
2	・光警報装置(火災用)の図記号や搾乳に関するピクトグラムの改善を求めのご意見。	ご意見を頂いた内容について、光警報装置(火災用)の図記号につきましては、JIS Z 8210の内容を、また搾乳に関するピクトグラムは自治体での事例を掲載しており、原案のとおりとさせていただきますが、頂いたご意見については、今後の参考とさせていただきます。
3	・授乳室等付近への防犯カメラの設置の義務化を求めのご意見。	頂いたご意見については、今後の参考とさせていただきます。
4	・男性の授乳室利用の禁止を求めのご意見。	頂いたご意見については、今後の参考とさせていただきます。
5	授乳室等の設備に以下の事項の設備の追記を求めのご意見。 ・乳幼児が立位姿勢でおむつ交換をするための着替え台 ・給湯設備(調乳のための設備等)とは別の手洗い器	頂いたご意見を踏まえて、ガイドラインに追記いたしました。
6	・情報へのアクセス性向上のために、音声付き動画の活用を求めのご意見。	ご意見を頂いた内容については、移動等円滑化整備ガイドラインにおいて、標準的な整備内容として基づくとしているJIS X 8341-3:2016において、時間依存メディア(音声や映像など)の達成基準を示させていただいておりますが、頂いたご意見については、今後の参考とさせていただきます。
7	・「 ■ ウェブアクセシビリティに関わる主な問題例」を削除した理由を尋ねるご意見。	ご意見を頂いた内容について、既存のイメージでは問題点が一部しか紹介できておらず、新たに追加した「ウェブアクセシビリティ導入ガイドブック」において、当該問題例を含め、より詳細にまとめられていることから、削除いたしました。